

山梨県公報

号外第六十二号

平成二十九年

十一月三十日

木曜日

目次

- 山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………三

規則

山梨県規則第二十九号

山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人情報保護条例施行規則(平成十七年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十一条を第二十二條とする。

第二十条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十七条から第十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第十六条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第二項中「第七条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に、「第七條第一項各号」を「第八條第一項各号」に改め、同条を第十五条とし、第八条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第七条第二項中「第五條第二項各号」を「第六條第二項各号」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条(見出しを含む)中「第十三條第一項第七号」を「第十三條第一項第八号」

に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(条例第二条第三項の規則で定める記述等)

第三条 条例第二条第三項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。)

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの



二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

別表中「第十七条」を「第十八条」に改め、同表九の項中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第一号様式中「」を「」に改め、同様式裏面を次のように改める。

山梨県公報号外 第六十二号 平成二十九年十一月三十日

一

(裏面)

保有個人情報の対象者の範囲				
保有個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍	社会生活	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 役職 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 趣味
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	資産・収入等	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況
				要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 取得の理由 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 公共安全等 <input type="checkbox"/> 審議会意見
				その他
保有個人情報中の要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む		<input type="checkbox"/> 含まない	
保有個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外（条例第5条第4項第 号該当） <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 実施機関内部での利用
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 オンライン結合による提供		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
保有個人情報の経常的な提供先及び提供する項目名	経常的な提供先		提供する項目名	
他法令による開示制度の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 法令名（ ）		
本人の検索に資する項目の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 法令名（ ）		
保有個人情報が記録された主な行政文書の名称				

第二号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。
第三号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。
第四号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に「第18条の」を「第19条の」に改める。

第五号様式中「第19条関係」を「第20条関係」に改める。
第六号様式中「第21条関係」を「第22条関係」に改める。

附則

(施行期日)
1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

山梨県規則第三十号

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

山梨県土地改良法施行細則（昭和四十八年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「災害復旧土地改良事業施行認可申請書」を「災害（突発事故被害）復旧土地改良事業施行認可申請書」に改める。

第八号様式中「災害復旧土地改良事業施行認可申請書」を「災害（突発事故被害）復旧土地改良事業施行認可申請書」と「災害復旧の」を「災害（突発事故被害）復旧の」に改める。

第十七号様式中 「氏名 印 を「氏名 印」に
(申請者15名以上連署)」

「すべて」を「全て」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三百二十二号から第三百二十六号までを次のように改める。

- 三百二十二 産業技術センター試験、分析、鑑定等手数料
 - 三百二十三 産業技術センター試作加工手数料
 - 三百二十四 産業技術センター図案等調製手数料
 - 三百二十五 削除
 - 三百二十六 産業技術センター成績書、証明書等の交付手数料
- 別表第四百六十六号の次に次の二号を加える。
- 四百六十六の二 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料
 - 四百六十六の三 小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料

附則

この規則は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、別表第三百二十二号から第三百二十六号までの改正規定は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番